平成２５年（フ）第１２１６号
さいたま市南区関２丁目７番12号607
債務者　志村　厚子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４９号
埼玉県朝霞市浜崎４－６－65－102、住民票上の住所埼玉県新座市畑中３丁目７番17号
債務者　宮寺　　徹
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６０号
さいたま市中央区本町西３丁目１番32号　パインハイツ102号
債務者　神田　孝善
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６６号
さいたま市大宮区三橋２丁目416番地　イーストハイツＡ棟103号室、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　ＳＳＳ浦和第２寮
債務者　吉田　秀之
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
福岡県行橋市延永217－５　アルモニー101号、住民票上の住所福岡県行橋市東泉４丁目４番12号
債務者　河野　正行
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
福岡県京都郡苅田町大字馬場579番地１グリーンビレッジ苅田101
債務者　米原　聖子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
岩手県奥州市胆沢区若柳字前谷地240番地
債務者　坂野　健智
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１３６０号
埼玉県川口市大字安行領根岸380番地の２、旧住所埼玉県川口市大字安行北谷540番地の２　パシオンＴＡＮＡＫＡ107号
債務者　小関沙緒里
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
愛知県西尾市今川町西新田１番地、前住所静岡県磐田市福田2332番地
債務者　天野　博仁
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５８号
愛知県知立市西町亀池20番地６　コンフォートヒルズ311号
債務者　川村　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６８６号
札幌市西区発寒３条１丁目６番19―305号、申立時の住所札幌市西区発寒８条７丁目12番８号
債務者　高木由紀子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４９号
札幌市白石区平和通４丁目南１番17号　白扇荘６号
債務者　千葉　ナミ
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５２号
札幌市豊平区豊平４条３丁目１番１―709号
債務者　戸田　美香
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７９号
札幌市西区発寒７条７丁目１番18号
債務者　進藤　真樹
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９６号
札幌市西区八軒５条東２丁目３番15号
債務者　立花　和則
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０２１号
北海道江別市萌えぎ野中央９番地の21
債務者　藤原　　学
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３２号
札幌市手稲区西宮の沢６条２丁目２番26号
債務者　宮下美智子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部